

# 理 由 書

本理由書は、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、東松山都市計画区域区分の変更についての理由を示したものです。

## I 東松山都市計画区域の位置等

東松山都市計画区域は、都心から約50km圏、本県の中央部に位置しています。

また、東松山都市計画区域に含まれる土地の区域は、東松山市、滑川町、嵐山町、吉見町の行政区域の全域です。

### 【嵐山町 花見台工業団地拡張地区】

嵐山町の北部にあり、関越自動車道嵐山小川インターチェンジから東に約1.5kmに位置しています。

## II 変更の理由

花見台工業団地拡張地区については、埼玉県企業局の開発事業による計画的な市街地整備の実施が確実となったことから市街化区域に編入するものです。

## III 規模

### 【嵐山町 花見台工業団地拡張地区】

市街化区域への編入面積 約4.6ha

## IV 関連する都市計画

東松山都市計画区域区分の変更とともに、以下の都市計画を変更する予定です。

- ① 用途地域（嵐山町決定）
- ② 防火地域及び準防火地域（嵐山町決定）
- ③ 下水道（嵐山町決定）
- ④ 地区計画（嵐山町決定）